

令和 8 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 等 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 7 4 号	大阪広域水道企業団規約-----	4
・議案第 7 5 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約-----	6
・議案第 7 7 号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例-----	8
・議案第 7 8 号	大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例-----	1 2

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新
本則 （略）
別表第 1 （略）
別表第 2 （第 3 条関係）
岸和田市、 <u>泉大津市</u> 、八尾市、富田林市、 <u>箕面市</u> 、柏原市、 <u>門真市</u> 、高石市、藤井寺市、 泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、 岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

主要改正点

- ・大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の
経営に関する事務を追加したこと。

旧
本則 （略）
別表第 1 （略）
別表第 2 （第 3 条関係）
岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭 山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千 早赤阪村

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 1 6 条 （略） （広域連合の経費の支弁の方法） 第 1 7 条 （略） （1） ～ （3） （略） <u>（4） 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u> （5） （略） 2 （略） 第 1 8 条 （略）

主要改正点

- ・ 社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴い、規約中の文言を整理したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 1 6 条 （略） （広域連合の経費の支弁の方法） 第 1 7 条 （略） （1） ～ （3） （略） <u>（4） 社会保険診療報酬支払基金交付金</u> （5） （略） 2 （略） 第 1 8 条 （略）

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新旧対照表

新
目次
第 1 章 ～ 第 6 章 （略）
<u>第 7 章 補則（第 2 8 条―第 3 3 条）</u>
<u>第 8 章 罰則（第 3 4 条・第 3 5 条）</u>
附則
第 1 条 ～ 第 8 条 （略）
（市の廃棄物の減量）
第 9 条 市長は、資源ごみ（市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集するものをいう。 <u>以下同じ。</u> ）の収集、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。
2 （略）
第 1 0 条 ～ 第 1 4 条 （略）
<u>（収集又は運搬の禁止等）</u>
<u>第 1 4 条の 2 市又は市長から一般廃棄物の収集又は運搬に関する業務の委託を受けた者以外の者は、処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、次に掲げるものを収集し、又は運搬してはならない。</u>
<u>（1）資源ごみ</u>
<u>（2）粗大ごみ（市長が収集又は運搬に係る申込みを受け付けた廃棄物であって、当該申込みを受け付けたときに発行する番号その他廃棄物を排出した者を特定することができる情報を記載したものが貼付されたものをいう。以下同じ。）</u>
<u>2 市長は、前項の規定に違反して廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命じることができる。</u>

主要改正点

- ・市民等により排出された資源ごみ及び粗大ごみを持ち去る行為を禁止したこと。
- ・資源ごみ又は粗大ごみを持ち去った者に罰則を設けたこと。

旧
目次
第 1 章 ～ 第 6 章 （略）
<u>第 7 章 補則（第 2 8 条―第 3 3 条）</u>
附則
第 1 条 ～ 第 8 条 （略）
（市の廃棄物の減量）
第 9 条 市長は、資源ごみ（市長が行う一般廃棄物の収集において、再生利用を目的として分別して収集するものをいう。）の収集、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。
2 （略）
第 1 0 条 ～ 第 1 4 条 （略）

新
第 1 5 条 ～ 第 3 3 条 （略） <u>第 8 章 罰則</u> <u>第 3 4 条 第 1 4 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、2 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。</u> <u>第 3 5 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。</u>

旧
第 1 5 条 ～ 第 3 3 条 （略）

大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

新
第 1 条 ～ 第 5 条 （略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 0 0， 0 0 0 円以上である場合とする。 第 7 条 ～ 第 8 条 （略）

主要改正点

- ・地方自治法が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 5 条 （略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 5 0 0， 0 0 0 円以上である場合とする。 第 7 条 ～ 第 8 条 （略）

印刷物番号
8 - 1 3